

栃 木 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－原木なめこ（露地栽培）－

原木なめこ（露地栽培）の出荷管理については、関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

（１）生産者対策

県は、佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市及び那須町の協力を得て、原木なめこ（露地栽培）の出荷制限が指示された佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市及び那須町における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

（２）流通対策

J A、直販所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市及び那須町産の原木なめこ（露地栽培）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（原木露地栽培、菌床栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市及び那須町の原木なめこ（露地栽培）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町以外の市町村から産出される原木なめこ（露地栽培）については、J A、直販所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。